

# 試 験 問 題

会社名：\_\_\_\_\_  
 役 職：\_\_\_\_\_  
 氏 名：\_\_\_\_\_

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

- |    |                                                                               |   |
|----|-------------------------------------------------------------------------------|---|
| 1. | 「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。                              | ○ |
| 2. | 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業のことである。             | ○ |
| 3. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。                                 | ○ |
| 4. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め、届け出なければならないが、運送の申込者との特約がある場合は、届け出ていない運賃を收受することもできる。 | × |
| 5. | 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。                       | ○ |
| 6. | 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が定めた標準運送約款と同一の運送約款を適用しようとする場合は、認可を受けなくてもよい。               | ○ |
| 7. | 一般旅客自動車運送事業者は、正当な事由がない限り、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送を行わなければならない。                    | ○ |
| 8. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更にあたっては、事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。          | ○ |

|     |                                                                                                                                                               |   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 9.  | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域内に存する旅客の運送を行わなければならない。                                                                                                      | × |
| 10. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運送を開始する日までに安全管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。                                                                                                   | ○ |
| 11. | 安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であり、かつ、要件を備える者のうちから選任しなければならない。                                                                                              | ○ |
| 12. | 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者又はこれに準ずると認められる者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。                                        | × |
| 13. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言に従わなければならない。                                                                                                                 | × |
| 14. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運送を目的としない運送を行う場合には、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。                                                                  | × |
| 15. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。                                                         | ○ |
| 16. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に必要となる員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。 | ○ |
| 17. | 一般貸切旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受を行う場合は、国土交通大臣に届け出なければならない。                                                                                                                | × |
| 18. | 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は一般貸切旅客自動車運送事業者から負担金を徴収することができるが、一般貸切旅客自動車運送事業者は負担金の納付に応じないこともできる。                                                                            | × |
| 19. | 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の外側には、使用者の氏名、名称又は記号のほか、営業区域を表示しなければならない。                                                                                                     | × |

|     |                                                                                                                         |   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 20. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者(氏名及び住所を明らかにする者)に対して、遅滞なく弁明しなければならない。                                         | ○ |
| 21. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。                                                             | ○ |
| 22. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるときは車掌を乗務させなければ、旅客の運送の用に供してはならない。                                            | ○ |
| 23. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転手が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、可能な限り、交替するための運転手を配置しておかなければならない。           | × |
| 24. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備えていればよく、点呼の際に、気付かず故障したアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無について確認を行ったとしてもやむを得ない。                          | × |
| 25. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、点呼を行うこととなっているが、その内容を記録した電磁的記録を3年間保存しなければならない。                                                           | ○ |
| 26. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、業務記録を事業用自動車ごとに記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。                                           | × |
| 27. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。                                        | ○ |
| 28. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を作成した日から3年間保存しなければならない。                                                                            | × |
| 29. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として、運行ごとに運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行わなければならない。                                                       | ○ |
| 30. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。 | ○ |

|     |                                                                                                                                       |   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 31. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、65才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。                                                        | ○ |
| 32. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員の服務についての規律を定めなければならない。                                                             | ○ |
| 33. | 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者として選任できるのは、一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の交付を受けた者に限られている。                                                                  | × |
| 34. | 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、旅客の運送を申し込む者は、口頭で申し込みをすることができると規定している。                                                                           | × |
| 35. | 事業報告書は、毎事業年度の経過後100日以内に報告すればよい。                                                                                                       | ○ |
| 36. | 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数は1週間につき3回以内が目安である。 | × |
| 37. | 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、単純な価格比較での選定を促すことを目的の一つとしている。                                     | × |
| 38. | 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)に「事業用自動車に係る情報」は定めがない。                                        | × |
| 39. | 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなる事案が発生した場合、当該事案のあった日から30日以内に、自動車事故報告書を提出しなければならない。                                                    | ○ |
| 40. | 自動車運送事業の用に供する自動車は6か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。                                                                                             | × |